

2021年4月13日

各 位

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス

「これでスッキリ！ RCEP 不安解消セミナー (無料)」開催決定！

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：内山隆太郎 以下「東京共同トレード・コンプライアンス」）は、2020年11月15日第4回RCEP首脳会議における地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下「RCEP」）合意を受け、RCEPの発効準備に向けてセミナーをシリーズで実施いたします。本セミナーを通じ、経済連携協定（以下「EPA*」）に関する一般的な知識からRCEPの読み解きや他協定との相違点まで、全3回にわたり、網羅的に講義いたします。

■ RCEPが創出する世界最大の自由貿易圏

RCEP（地域的な包括的経済連携協定）

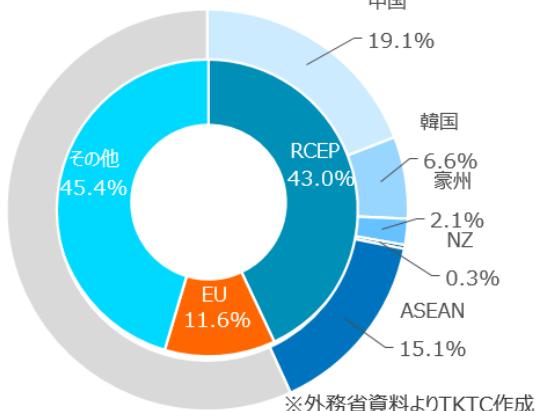
RCEPによる世界最大規模の自由貿易圏の創出

⇒ RCEP参加国へ輸出する貿易量は、日本全体の43%

⇒新しくEPA/FTAが締結される中国・韓国は、26%



日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合
(2019年)



図表1 RCEPの参加国と日本からの輸出インパクト

©2021 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

* EPA（経済連携協定）とは、国や地域間の取引でかかる関税や規制を緩和し、物品やサービスなどの貿易の拡大を促進するための協定です。



RCEP は、日本、中国、韓国などと東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国の合計 15 カ国で構成され（RCEP の署名国は上記図表 1 をご参照ください。）、世界最大の自由貿易圏を創出します。

既 EU 協定、TPP11 協定等の発効済みのメガ FTA に比べても、対象となる貿易取引の規模が大きく、さらには、中国、韓国に対して初めて日本が締結する EPA となることから、EPA 利用機会の拡大により日本企業に大きな経済メリットをもたらすことが期待されています。ASEAN 加盟国 10 カ国中 6 カ国、ASEAN 以外の 3 カ国で批准されたのち、60 日後に発効となります。

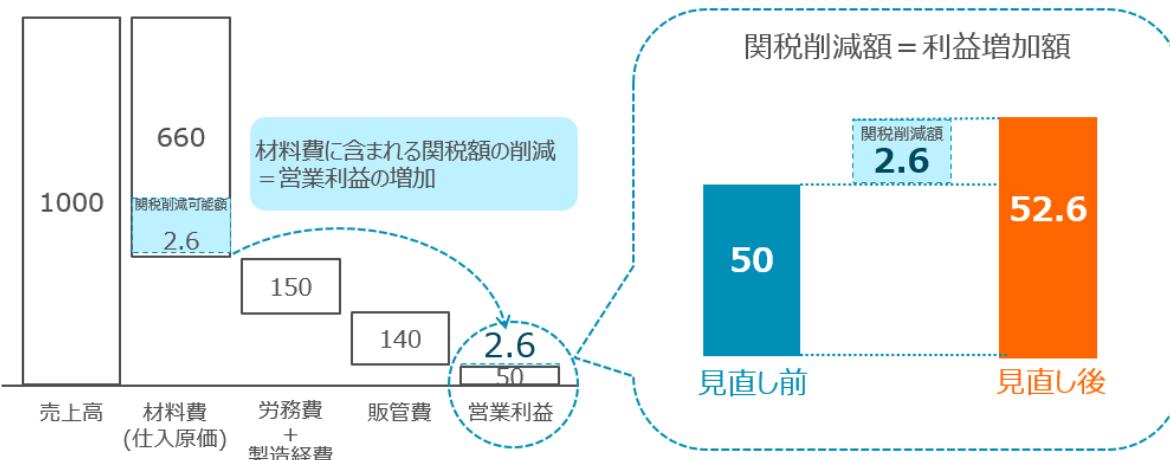
■シリーズ第 1 弾～RCEP でコスト削減！

RCEP を活用し、関税を削減することで、確実な原価低減を達成することができます。

EPA/FTA 活用による関税の削減＝確実なコスト削減

EPA/FTA の適用範囲を確認し正しく手続きを行うことで、販売量や原価構成を変えずとも関税削減による利益増が実現

※日本から部品を輸出し、現地で生産・販売を行う企業の場合、
営業利益率が 5%、材料費の中に含まれる EPA 活用関税削減額が 0.4% の例



図表 2 EPA/FTA 活用による利益創出効果のイメージ

©2021 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

RCEP では、参加国によっては原産国ごとに譲許表が設定されており、かつ 10 年以上の長期間にわたって関税削減となる品目が比較的多いため、いつ、どの程度関税が削減されるのかを測定することが重要になります。また、RCEP 参加国のうち既に EPA が締結されている国もあるため、既存協定と RCEP、どちらの関税削減効果が高いかを検証する必要があります。第 1 弾のセミナーでは譲許表の見方から関税削減額の算出方法まで詳しく解説いたします。



■シリーズ第2弾～RCEPの壁を突破するコツ

RCEPに限らず、EPAを活用して関税の削減効果を享受するためには、品目別規則、積送基準、証明書類など越えなければならない“壁”がいくつかあります。中でも最も難しい作業は品目別規則を満たすことの証明です。

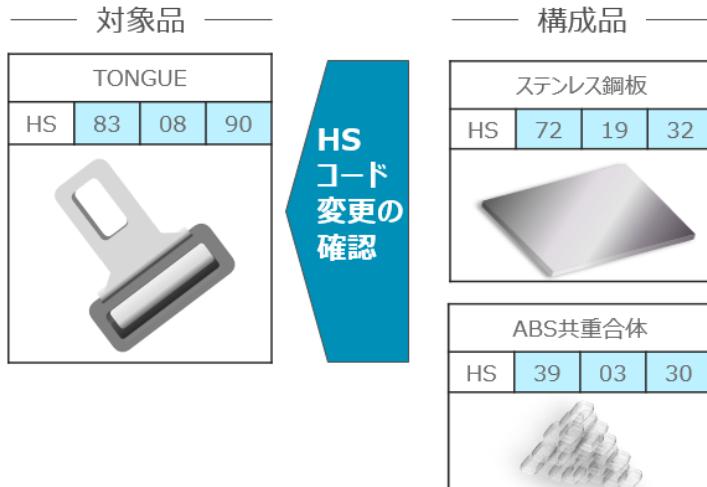
品目別規則/CTCの考え方

CTC（関税分類変更基準）とは

生産・加工することにより品目別原産地規則で規定されている桁数以上のHSコードの変更が生じていれば、構成品（＝材料）の原産国に関わらず產品を原產品とする考え方

CTC: Change in Tariff Classification の略

※TONGUE(HSコード:830890)について、RCEPにおけるCTCによる原産資格調査の例



HSコードが必要な桁数の変更をしていたら十分な加工をしたとみなす

図表3 CTCによる原産資格調査のイメージ

©2021 Tokyo Kyodo Trade Compliance Co., Ltd.

RCEPの品目別規則は他協定と比べて分かりやすい表記となっておりますが、基本的な考え方について理解していないと作業を正しく進めることができ難です。そこで第2弾のセミナーでは、RCEPに基づく原產品であることを証明する一連の手順をステップに分けて細部まで解説いたします。



■シリーズ第3弾～RCEPのクセを知る

世界最大の自由貿易圏を創出するRCEPでは、特有の規定があります。例えば、第2・6条に規定される「関税率の差異」や第3章附属書3-Bの「必要的記載事項」に規定される付加価値基準利用時における原産地証明書へのFOB価格の記載などが挙げられます。RCEPを正しく利用するには、これらの特有の規定について正しく理解する必要があります。第3弾のセミナーではRCEP特有の規定について分かりやすく解説いたします。

【セミナー日程】

第1弾～RCEPでコスト削減！

2021年5月12日（水）14:00～15:30

第2弾～RCEPの壁を突破するコツ

2021年6月16日（水）14:00～15:30

第3弾～RCEPのクセを知る

2021年7月14日（水）14:00～15:30

お申し込みは当社ホームページ(URL: <https://tktc2.resv.jp/>)よりご確認ください。

(2021年4月13日より受付開始)

【お問い合わせ先】

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス

JAFTAS事業部

広報担当 中垣

TEL: 03-5219-8660

E-mail: jaftas_info@tktc.co.jp

HP: <https://jaftas.jp>